

板橋区居宅訪問型保育事業実施要綱

平成 28 年 11 月 30 日 区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（以下「法」という。）第 6 条の 3 第 11 項に規定する居宅訪問型保育事業（以下「居宅保育事業」という。）の実施について、東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 10 月 23 日板橋区条例 26 号。以下「条例」という。）、東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年板橋区条例第 27 号）その他法令等の定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、居宅保育事業のサービス水準の維持向上を図り、もって児童福祉の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法及び条例等において使用する用語の例による。

(対象となる児童等)

第 3 条 居宅保育事業の対象となる児童は、区内に住所を有する者とする。

2 居宅保育事業は、条例第 37 条各号の規定に掲げる保育とする。

(利用方法)

第 4 条 居宅保育事業を利用する者は、東京都板橋区児童福祉法施行規則第 4 条及び東京都板橋区保育の必要性の認定に関する規則等によるものとする。ただし、条例第 37 条第 1 号に規定する保育の提供を希望する保護者は、当該保育の提供を受けることを希望する児童について、次の事項が記載された主治医等の意見書を保育の利用の申込の際に提出しなければならない。

- (1) 診断名
- (2) 現在の症状
- (3) 必要な医療的ケアの内容
- (4) 集団保育の適否についての主治医等の見解
- (5) その他主治医等が必要と認める事項

(休業日)

第 5 条 居宅保育事業の休業日は、次に掲げる日とする。ただし、児童及び児童の保護者の状況を勘案し、居宅訪問保育を行う事業者（以下「事業者」という。）が定めることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで（前号に掲げる日を除く。）
- (4) その他区長が特に必要と認めた日

(保育時間)

第 6 条 居宅保育事業の実施時間は、10 時間以上とし、保育時間は当該実施時間の範囲内で 8 時間以内を原則として事業者と児童の保護者が調整し定める。

2 事業者は、前項の実施時間及び保育時間の前後に延長保育の保育時間を定めることができる。

(実施場所)

第7条 居宅保育事業の実施場所は、次に掲げる場所（以下「保育場所」という。）とする。

- (1) 利用する児童の居宅
- (2) その他区長が特に必要と認めた区内の場所

(事業者の要件)

第8条 区長は、事業者として認可を受けようとする者について、法第34条の15第3項各号に掲げる基準を次の条件により審査するものとする。

- (1) 東京都又は近隣県で、認可保育所又は在宅保育事業等の運営実績のある法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないこと。
- (3) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 自らの資金で居宅保育事業の準備等を行うことができること。
- (5) 直近の会計期間において、原則、債務超過となっていないこと。
- (6) 第10条で規定する保育従事者を雇用し、その者をして事業を実施すること。

(事業者の認可確認等)

第9条 居宅保育事業の認可又は確認を受けようとする事業者は、児童福祉法第34条の15第3項各号及び東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する規則（平成27年板橋区規則第45号）ならびに東京都板橋区家庭的保育事業等認可等事務取扱要綱（平成28年4月1日区長決定）その他関連する法令に基づき、必要な手続きを行わなければならない。

(保育従事者の要件)

第10条 居宅保育事業に従事する職員は、条例第23条第2項に規定する家庭的保育者で、健全な心身を有し、障害、疾病等に配慮した保育の提供に専念できる者とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第37条第1号に掲げる保育を行う居宅保育事業に従事する職員は、前項に規定する者のほか、訪問介護員等（介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスに該当する訪問介護等の提供に当たる介護福祉士又は同法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。）、居宅介護従業者（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号）第1条各号に掲げる者をいう。）、児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。）、看護師（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第5条に掲げる者をいう。）のいずれかの資格を有する者又は同等の知識を有していると認められる者とする。

(保育内容)

第11条 保育従事者は、法令及び保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）に準拠して保育を行うとともに、居宅保育事業独自の保育内容に留意して保育を行うものとする。

2 保育従事者は、児童の心身の発達過程に応じた保育の計画及び内容を作成し、保育を行うものとする。この場合における保育の内容には、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検

査、自由遊び、午睡等を含むものとする。

- 3 保育従事者は、児童の保育の状況に関する記録を整備しておくものとし、その記録に基づき、自ら実践を振り返り、さらなる保育内容の向上に努めるものとする。
- 4 保育従事者は、児童の人権に対する十分な配慮をし、保育を行うものとする。
- 5 事業者は、条例第 37 条第 1 号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合には、次の事項に十分留意し、適切な保育を提供しなければならない。
 - (1) 保育をする上での留意点等について、あらかじめ主治医から意見を聴き取るとともに、必要に応じて指示書を受け取ること。
 - (2) 緊急時に備え、保育を行う保育従事者とは別の保育従事者等が保育を支援し、及び保育場所において補助することができる体制を整えること。
 - (3) 保育中において、当該保育に関する助言等を、当該保育の連携施設以外からも得ることができる体制を整えるよう努めること。
 - (4) 保育従事者が、保育中に適宜休憩を取ることができる体制を整えること。

(利用者負担額等)

第 12 条 事業者が児童の保護者から徴収することができる利用者負担額等は、東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 43 条に規定する費用の額とする。

(保育契約手続等)

- 第 13 条 事業者は、児童を保育するに当たり、当該児童の保護者と保育利用契約書により、保育に係る契約を締結するものとする。この場合における契約の内容は、この要綱に定める保育時間及び実施日の利用が妨げられることのないものとする。
- 2 事業者は、児童の保護者に対して契約時に、保育利用契約書及び別に定める重要事項説明書を交付し、その内容について説明しなければならない。
 - 3 事業者は、保育利用契約書を 2 通作成し、事業者及び保護者の双方でそれぞれ 1 通ずつ保管するものとする。

(保護者との連絡)

- 第 14 条 保育従事者は、日々の児童の状況を的確に把握するとともに、常に児童の保護者と密接に連絡を取り、保育の内容等について、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
- 2 保育従事者及び事業者は、緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう、緊急連絡表の作成等必要な措置を講じなければならない。
 - 3 利用者からの苦情に対し積極的に対応するとともに、解決を図るための仕組みを作らなければならない。

(安全対策)

- 第 15 条 保育従事者等は、常に児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な対応を図らなければならない。
- 2 保育従事者等は、保育中の事故防止のため、児童の心身の状態等を踏まえ、保育の実施場所の安全点検に取り組み、安全確保の観点から、保護者と協議の上、保育環境の整備を適切に行わなければならない。

第 16 条 事業者は、次の補償額以上の条件を満たす保険に加入しなければならない。

賠償責任保険 1 人の事故につき 5,000 万円

1 回の事故につき 5 億円

(虐待への対応)

第 17 条 事業者は、虐待などへの疑いがあることを発見した場合は、速やかに適切な対応をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第 18 条 事業者は、保育従事者について、年 1 回以上の健康診断及び月 1 回以上の細菌検査を行わなければならない。

(事故報告書)

第 19 条 事業者は、児童その他に事故が発生した場合は、その経過及び対応の内容を、書面をもって速やかに区長へ報告しなければならない。

(助言および指導)

第 20 条 区長は、事業者に対し、保育基準等についての助言および指導を行うとともに、必要に応じて報告を求め、又は職員を派遣して実地に調査させるものとする。

(指導監督)

第 21 条 事業者は、法、条例その他関係法令に基づく区の指導監督に応じなければならない。

(委任)

第 22 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、区長決定の日から施行する。